

【非違行為の概要】

本件は、被処分者が、出退勤管理システムによる休暇の届出を行わず、かつ、退勤打刻をしないまま休暇を取得し、さらに、後日同システム上で虚偽の退勤時刻訂正届を提出することで通常どおり勤務していたように装っていたものです。

上記の行為は、令和2年1月から令和4年8月までの間、少なくとも50回繰り返され、結果として、被処分者は正当な理由なく計224時間15分に渡り勤務を欠き、約60万円の給与を不正受給していました。

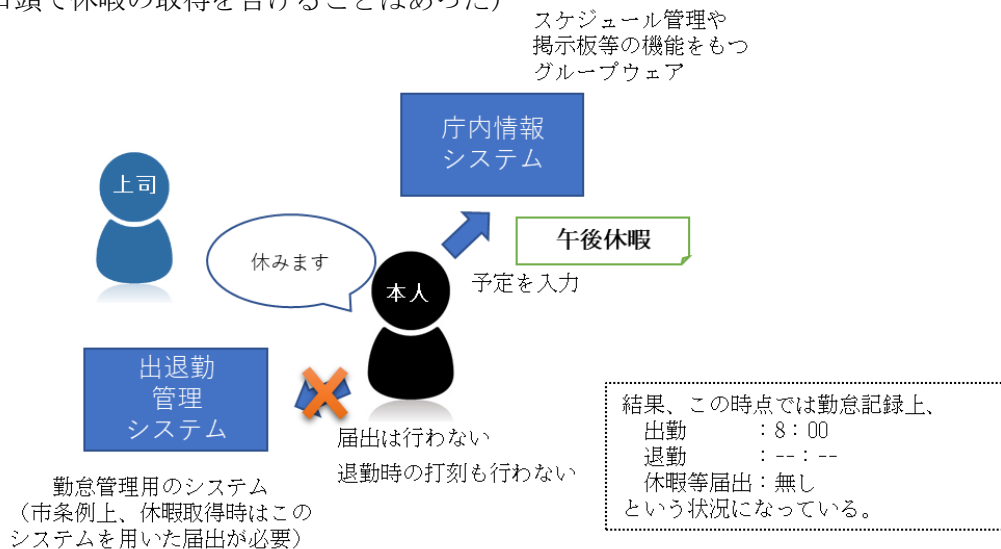
また、被処分者は、本件非違行為発覚後（職員課による第1回の事情聴取後）、庁内情報システム（市が用いているグループウェア）上の自身の過去のスケジュールを少なくとも18件消去し、調査を妨げました。

【非違行為発覚の経緯】

- 1 令和5年1月末、被処分者の所属長が月次の勤怠確認作業を行っていた際、庁内情報システム上の被処分者のスケジュールと、出退勤管理システム上の勤怠記録に不一致を発見し、本人に糺した。
- 2 この際、被処分者の回答内容及び態度が不自然であったことから、所属長が過去1年間の勤怠記録を調べたところ、複数の同様の不一致が発見された。
- 3 所属長は上記の状況を職員課へ報告、職員課がさらに遡って調査を行い、被処分者のパソコンの使用記録なども含めて調査を行った結果、本件処分の理由となる事実を認めた。

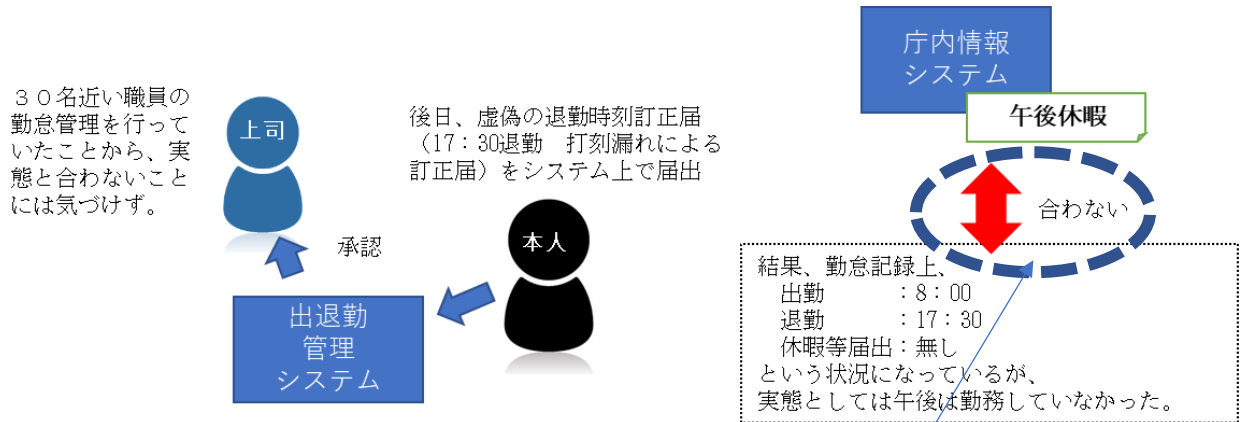
■非違行為の図解

- 1 被処分者は庁内情報システム（市が用いているグループウェア）に休暇のスケジュールを入力し、出退勤管理システム上の届出は行わないまま休暇を取得（口頭で休暇の取得を告げることはあった）



次ページへ続く

- 被処分者は後日、虚偽の退勤時刻修正届を提出し、通常どおり勤務していたように装う。
この際、庁内情報システム上のスケジュールはそのままとなっていた。



- 所属長が勤怠記録とスケジュールの不一致(上記の○囲い部分)に気づいたことをきっかけに、職員課による調査が始まる。
- 調査開始後(職員課による1回目の事情聴取後)、被処分者により過去のスケジュールが消去される

